

1. 学費の口座振替について

昭和第一学園高等学校

- (1) 学費の納付は“預金口座振替依頼書”でご登録頂いた口座からの自動引落となります。
- (2) 引落口座への入金、必ず口座振替日の前日までにお願いいたします。
(振替日当日の入金では、引落としができません。)
- (3) 引落口座の預金通帳摘要欄には、「DF.SDGガクヒ」と印字されます。
- (4) 学費の引落しに係る年間手数料は、生徒積立金から徴収いたします。

2. 学費の内訳について

(単位:円)

学科 コース		第 1 期	第 2 期	第 3 期	第 4 期	年間計
普通科	特別選抜コース	232,350	174,350	204,350	174,350	785,400
普通科	選抜進学コース	223,350	165,350	195,350	165,350	749,400
普通科	総合進学コース	187,350	129,350	159,350	129,350	605,400
工学科		187,650	129,650	159,650	129,650	606,600
内 訳	授業料	105,150	105,150	105,150	105,150	420,600
	設備維持費	10,200	10,200	10,200	10,200	40,800
	施設設備費	30,000	0	30,000	0	60,000
	実験実習料	特選	3,000	3,000	3,000	12,000
		選進	3,000	3,000	3,000	12,000
		総進	3,000	3,000	3,000	12,000
		工学	6,300	6,300	6,300	25,200
	生徒積立金 ※()内は進学学習指導費	特選	56,000	56,000	56,000	224,000
			(45,000)	(45,000)	(45,000)	(180,000)
		選進	47,000	47,000	47,000	188,000
			(36,000)	(36,000)	(36,000)	(144,000)
		総進	11,000	11,000	11,000	44,000
		工学	8,000	8,000	8,000	32,000
	生徒会費	12,000	-	-	-	12,000
	保護者の会費	4,000	-	-	-	4,000
	後援会費	12,000	-	-	-	12,000
2020 年度引落予定日		5 月 27 日(水)	7 月 13 日(月)	11 月 27 日(金)	1 月 12 日(火)	

※ 2 年次より施設設備費は第 1 期と第 3 期に分けての納付となります。

※ 生徒積立金は、実力診断テスト、校外授業、芸術鑑賞会、日本スポーツ振興センター(災害共済給付制度)、ロードレース、メール配信、学費引落手数料、検尿などの諸費用等として充当し、翌年度の 4 月頃に会計報告をいたします。行事欠席等により返金が生じた場合は、年度末に生徒を通じて返金いたします。

※ 普通科特選・選進コースの進学学習指導費につきましては、裏面の“4. 進学学習指導費について”をお読みください。

※ 就学支援金の受給状況により、第 2 期・第 3 期・第 4 期の引落とし金額が異なる場合がございます。詳しくは裏面の“5. 就学支援金の控除について”をお読みください。

裏面も必ずご覧下さい。

3. 学費についての注意事項

- (1) 残高不足等により学費が引落しできなかった場合は、後日配信するメールにて納入方法をご確認下さい。
- (2) 学費に精算金が生じた場合は、登録の学費振替口座への振込にて返金いたします。
- (3) 就学支援金の支給結果を受けて第3期の学費を計算するため、今年度の第3期学費の引落しは11月27日(金)に行います。

4. 進学学習指導費について

- (1) 特別選抜コース・選抜進学コースは、生徒積立金（44,000 円/年）に加え、進学学習指導費を徴収いたします。特別選抜コースは 180,000 円/年、選抜進学コースは 144,000 円/年となります。
- (2) 進学学習指導費は授業料等と合わせて学費振替日に引落されます。

5. 就学支援金の控除について

- (1) 本制度は授業料が対象の制度で、設備維持費・施設設備費・実験実習料・積立金・諸会費等は控除の対象外です。
- (2) 昨年度の就学支援金(7月-3月分)を受給している方は、今年度の就学支援金(4月-6月分)が今後決定され、支給されます。この支給分は、表面“2. 学費の内訳について”の図表にある、第2期の授業料に充当され、実際の引落し金額は控除後の金額となります。支援金支給額は、6月下旬に配布される「就学支援金支給額決定通知」のハガキでご確認ください。
- (3) 今年度の就学支援金(7月-3月分)の受給については改めて申請が必要です。
現在受給されていない方で、新たに申請をしたい場合は、本校事務室までお問い合わせください。
- (4) 今年度の就学支援金(7月-3月分)を申請し、受給が決定した場合、表面“2. 学費の内訳について”の図表にある、第3期と第4期の授業料に充当され、実際の引落し金額は控除後の金額となります。控除後の学費引落金額は、11月中旬頃に通知いたします。
- (5) 今年度の就学支援金(7月-3月分)が、第3期・第4期の授業料から控除しきれない場合は、年度末に清算金として学費振替口座へお振込みいたします。

【学費納付についての規定】

- (1) 生徒がその在籍中は出席の有無にかかわらず、授業料および実験実習料、設備維持費は年額を4期に分けた1期分を定められた該当月の始業の日から10日以内に納入しなければならない。「学則第28条第1項」抜粋
- (2) 当該学年の授業料並びに実験実習料、施設設備費、設備維持費を納入しない場合は進級並びに卒業を認めない。
また督促を受けても所定の手続を経ず納入しない場合は退学を命ずることがある。「学則第28条第2項」抜粋

ご不明な点がございましたら、本校事務室（Tel 042-536-1611）までお問い合わせ下さい。